



## 給与支払報告書（個人別明細書）の記入の注意点

記載についての詳細は、国税庁・税務署から案内される「給与所得の源泉徴収票の記載のしかた」にある「税務署提出用」の記載方法に従ってください。

### 1. 「住所」・「氏名」欄

住所は、提出年度1月1日に住んでいる住所（住民票の住所と異なる場合は、実際に住んでいる住所）を正確に記入し、氏名にはフリガナを、生年月日欄は年号欄に○をご記入ください。

### 2. 「摘要」欄

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合に、5人目以降の者の氏名等をご記入ください。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名等をご記入ください。

なお、同一生計配偶者がいる場合で、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を越えるときには、「配偶者の氏名（同配）」をご記入いただくようお願いします。

中途就職者で前に勤務先がない場合は、「前職なし」とご記入ください。

全勤務先の給与を含めて年末調整をした場合は、前支払者の名称と所在地、合算した支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日をご記入ください。

なお、合算した給与が複数か所分ある場合は、そのすべての支払者の名称をご記入ください。

普通徴収切替理由書に該当する場合は、符号をご記入ください。

普通徴収切替理由の符号の記載がない場合、普通徴収にならない場合があります。

符号	普通徴収切替理由
普A	総受給者数が2人以下 (受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者（他市区町村分を含む）を差し引いた人数が2人以下の場合のみ該当)
普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が103万円以下）
普D	給与の支払いが毎月でない（例：給与の支払いが数か月に1度、季節雇用） ※非常勤などパートタイマーであっても通年雇用している場合は、普通徴収にすることは認められません。
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）

### 3. 「生命保険料の金額の内訳」欄

生命保険料控除に係る支払金額は、住民税の控除額算定時に必要ですので、それぞれの支払金額を必ずご記入ください。

### 4. 給与の受給者又は扶養親族等の個人番号

それぞれの個人番号（12桁）をご記入ください。

## 5. 本人が該当する各欄について

2箇所以上から給与を受けている乙欄該当者は「乙欄」に○を、その他該当する欄がありましたら○をご記入ください。

なお、乙欄該当の場合は、特別徴収の対象外となりますので、特別徴収対象者の場合は、記入しないでください。

## 6. 「中途就・退職」欄

該当年中に就職または退職した場合は、その異動年月日をご記入ください。

なお、提出期限現在で退職が確定している場合もこの欄にご記入ください。

◆ 留意事項

(生命保険料控除関係)

- ・生命保険料控除における一般生命保険料の控除と個人年金保険料の控除は、それぞれ保険契約の時期によって新旧の区分があり、控除額の計算が異なっています。(保険会社発行の保険料控除証明書等に、該当する区分が記載されています。)
- ・市区町村が保険者となっている介護保険の保険料が、生命保険料控除における介護医療保険料には該当しません。(社会保険料控除の対象になります。)

(住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)関係)

- ・所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった金額がある場合、翌年度の住民税で控除されることがあります。
- ・住民税の控除額は、①居住年月日、②住宅借入金等特別控除額、③所得税からの控除額により算出しますので、控除を受ける方の個人別明細書については、住宅借入金等特別控除の額の内訳欄に①、②を、住宅借入金等特別控除の額欄に③を必ずご記入ください。
- ただし、住宅借入金等特別控除可能額の全額が所得税から控除できる(②=③になる)場合、②は記入不要です。
- ・所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)の適用を受ける初年度は、受給者本人が確定申告をする必要があります。(年末調整での適用はできません。)

(同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)の障がい者控除適用関係)

- ・配偶者控除の改正により、配偶者の合計所得が48万円(同一生計配偶者)で、障がい者、特別障がい者または同居特別障がい者に該当する配偶者がいる場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を摘要欄に記載してください。(個人別明細書記入例参照)

【個人別明細書記載例】

特定扶養親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金特別控除の額			
千円		千円		千円		千円		千円			
410,000		256,123		98,000		13,000		1,400			
(摘要) (1)中野 花子 前職分 中野市大字豊津2508 (有)中野商事 令和6.3.31退職 支払金額 975,000円 徴収税額 31,140円 社会保険料 126,945円											
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	52,000円	旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額	30,000円	新個人年金の金額	80,000円	旧個人年金の金額	12,000円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	2年10月10日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年未控除(1回目)	4,000,000円			
	住宅借入金等特別控除可能額	40,000円	居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年未控除(2回目)				